

## 平成28事務年度における所得税及び消費税調査等の状況について

### 1 所得税

#### (1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

所得税の調査については、高額・悪質な不正計算が見込まれる事案を対象に深度ある調査（特別調査・一般調査）を優先して実施する一方、申告漏れ所得等の把握を実地により短期間で行う着眼調査を実施しています（以下、実地により行う調査を総称して「実地調査」といいます。）。

このほか、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接により、申告漏れ、計算誤り又は所得（税額）控除の適用誤りがある申告を是正するなどの接触（以下「簡易な接触」といいます。）を実施しています。

このように、事案に応じた的確な調査等（「実地調査」及び「簡易な接触」）をいいます。以下同じです。）を実施し、適正・公平な課税に努めています。

実地調査の件数については、特別調査・一般調査が2,991件（前事務年度2,835件：対前年105.5%）、着眼調査が1,132件（前事務年度1,726件：対前年65.6%）であり、簡易な接触の件数については34,159件（前事務年度33,611件：対前年101.6%）となっています。

これらの調査等の合計件数は38,282件（前事務年度38,172件：対前年100.3%）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は27,419件（前事務年度27,107件：対前年101.2%）となっています。

#### (2) 申告漏れ所得金額の状況

実地調査による申告漏れ所得金額（実地調査の対象となった全ての年分の合計）は、全体で27,753百万円（前事務年度28,402百万円：対前年97.7%）であり、うち特別調査・一般調査によるものは24,934百万円（前事務年度24,283百万円：対前年102.7%）、着眼調査によるものは2,818百万円（前事務年度4,119百万円：対前年68.4%）となっています。

また、簡易な接触によるものは37,138百万円（前事務年度32,938百万円：対前年112.8%）となっており、調査等合計で

は64,891百万円（前事務年度61,341百万円：対前年105.8%）となっています。

### (3) 追徴税額の状況

実地調査による追徴税額（実地調査の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。）は、全体で3,973百万円（前事務年度4,177百万円：対前年95.1%）であり、このうち特別調査・一般調査によるものは3,825百万円（前事務年度3,966百万円：対前年96.4%）、着眼調査によるものは148百万円（前事務年度211百万円：対前年70.1%）となっています。

また、簡易な接触による追徴税額は2,584百万円（前事務年度1,540百万円：対前年167.8%）となっており、調査等合計では6,557百万円（前事務年度5,717百万円：対前年114.7%）となっています。

### (4) 譲渡所得

所得税のうち譲渡所得に係る調査等の件数は、1,499件（前事務年度1,475件：対前年101.6%）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は、1,125件（前事務年度1,133件：対前年99.3%）となっています。申告漏れ所得金額（調査等の対象となった全ての年分の合計）は、6,490百万円（前事務年度6,533百万円：対前年99.3%）となっています。

## 2 消費税（個人事業者）

### (1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

消費税（個人事業者）の調査等については、課税事業者又は課税事業者と認められる個人を対象に、原則として所得税の調査等と同時に実施することとしておりますが、消費税のみが無申告である納税者に対しても、適正な課税に努めています。

実地調査の件数は、特別調査・一般調査は1,611件（前事務年度1,502件：対前年107.3%）、着眼調査は409件（前事務年度625件：対前年65.4%）であり、簡易な接触の件数は1,901件（前事務年度2,175件：対前年87.4%）となっています。

これらの調査等の合計件数は3,921件（前事務年度4,302件：対前年91.1%）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は2,967件（前事務年度3,189件：対前年93.0%）となっています。

## (2) 追徴税額の状況

実地調査による追徴税額（実地調査の対象となった全ての年分の合計で加算税を含みます。）は、全体で1, 231百万円（前事務年度1, 112百万円：対前年110.7%）であり、このうち特別調査・一般調査によるものは1, 156百万円（前事務年度1, 000百万円：対前年115.6%）、着眼調査によるものは75百万円（前事務年度112百万円：対前年67.0%）となっています。

また、簡易な接触によるものは346百万円（前事務年度319百万円：対前年108.5%）となっており、調査等合計では、1, 577百万円（前事務年度1, 431百万円：対前年110.2%）となっています。

## 平成28事務年度 所得税及び消費税調査等の状況

### 1 所得税

項目		区分	実地調査			簡易な接触	調査等合計
			特別・一般	着眼	計		
1	調査等件数	件	2,835 2,991	1,726 1,132	4,561 4,123	33,611 34,159	38,172 38,282
2	申告漏れ等の非違件数	件	2,418 2,546	1,282 810	3,700 3,356	23,407 24,063	27,107 27,419
3	申告漏れ所得金額	百万円	24,283 24,934	4,119 2,818	28,402 27,753	32,938 37,138	61,341 64,891
4	追徴税額	本税	3,310 3,247	192 134	3,502 3,381	1,507 2,499	5,009 5,880
5		加算税	656 578	19 14	675 592	33 85	708 677
6		計	3,966 3,825	211 148	4,177 3,973	1,540 2,584	5,717 6,557
7	一件当たり追徴税額	申告漏れ所得金額	8,565 8,336	2,387 2,490	6,227 6,731	980 1,087	1,607 1,695
8		本税	1,167 1,086	111 119	768 820	45 73	131 154
9		加算税	231 193	11 12	148 144	1 2	19 18
10		計	1,399 1,279	122 131	916 964	46 76	150 171

- (注) 1 平成28年7月から平成29年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の件数である。  
 2 上段は、前事務年度の件数である(上段・下段どちらも、資産課税部門職員の行った調査等の件数を含む。)  
 3 「簡易な接触」の件数には、添付書類の未提出に対する提出依頼を行った件数等を含む。  
 4 追徴税額(本税)には、復興特別所得税額を含む。

### 2 消費税(個人事業者)

項目		区分	実地調査			簡易な接触	調査等合計
			特別・一般	着眼	計		
1	調査等件数	件	1,502 1,611	625 409	2,127 2,020	2,175 1,901	4,302 3,921
2	申告漏れ等の非違件数	件	1,201 1,328	481 309	1,682 1,637	1,507 1,330	3,189 2,967
3	追徴税額	本税	832 971	98 66	930 1,037	305 323	1,235 1,359
4		加算税	168 186	14 9	182 194	15 23	197 218
5		計	1,000 1,156	112 75	1,112 1,231	319 346	1,431 1,577
6	一件当たり追徴税額	本税	554 602	157 161	437 513	140 170	287 347
7		加算税	112 115	22 21	86 96	7 12	46 55
8		計	666 718	179 183	523 609	147 182	333 402

- (注) 1 平成28年7月から平成29年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の件数である。  
 2 消費税の追徴税額には、地方消費税(譲渡割額)を含む。  
 3 上段は、前事務年度の件数である。

- 【参考1】特別調査・一般調査とは、高額・悪質な不正計算が見込まれる事案を対象に深度ある調査を行うものであり、特に、特別調査は、多額な脱漏が見込まれる個人等を対象に、相当の日数(1件当たり10日以上を目安)を確保して実施しているものである。  
 【参考2】着眼調査とは、資料情報や申告内容の分析の結果、申告漏れ等が見込まれる個人を対象に実際に現場に臨場して短期間で行う調査である。  
 【参考3】簡易な接触とは、原則、納税者宅等に臨場することなく、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接を行い、申告内容を是正するものである。

事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位10業種

順位	業 種 目	1件当たりの 申告漏れ 所得金額	1件当たりの 追徴税額 (含加算税)	直近の年分 に係る申告 漏れ割合	前 年 の 位 順 位
位		万円	万円	%	位
1	鉄骨、鉄筋工事	1,514	228	73.3	3
2	人材派遣	1,360	130	75.9	-
3	解体工事	1,325	186	69.9	-
4	くず金卸売業	1,295	245	64.8	-
5	司法書士、行政書士	1,142	294	38.2	-
6	コンビニエンスストア	1,121	79	94.0	-
7	よう接	1,107	103	60.7	-
8	とび工事	986	109	77.0	-
9	スタンドバー	934	166	65.2	2
10	お好焼店	927	79	45.6	-

(注) 1 上記調査事績は、特別調査及び一般調査に基づく実施結果である。

2 「直近の年分に係る申告漏れ割合」は、  

$$\frac{\text{(申告漏れ所得)}}{\text{(調査前所得)+(申告漏れ所得)}} \quad \text{で算出している。}$$

3 「前年の順位」は、事業所得を有する個人の前年の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位10位に該当するものについて、その順位を記載している。

## 平成28事務年度 譲渡所得の調査等の状況

事務年度等 項目	平成27事務年度	平成28事務年度	対前年比
① 調査等件数	件 1,475	件 1,499	% 101.6
土地建物等	946	985	104.1
株式等	529	514	97.2
② 申告漏れ等の 非違件数	件 1,133	件 1,125	% 99.3
土地建物等	705	693	98.3
株式等	428	432	100.9
③ 申告漏れ割合 (② / ①)	% 76.8	% 75.1	ポイント ▲ 1.7
土地建物等	74.5	70.4	▲ 4.1
株式等	80.9	84.0	3.1
④ 申告漏れ所得金額	百万円 6,533	百万円 6,490	% 99.3
土地建物等	3,679	3,418	92.9
株式等	2,854	3,072	107.6
⑤ 1件当たり申告 漏れ所得金額 (④ / ①)	万円 443	万円 433	% 97.7
土地建物等	389	347	89.2
株式等	540	598	110.7

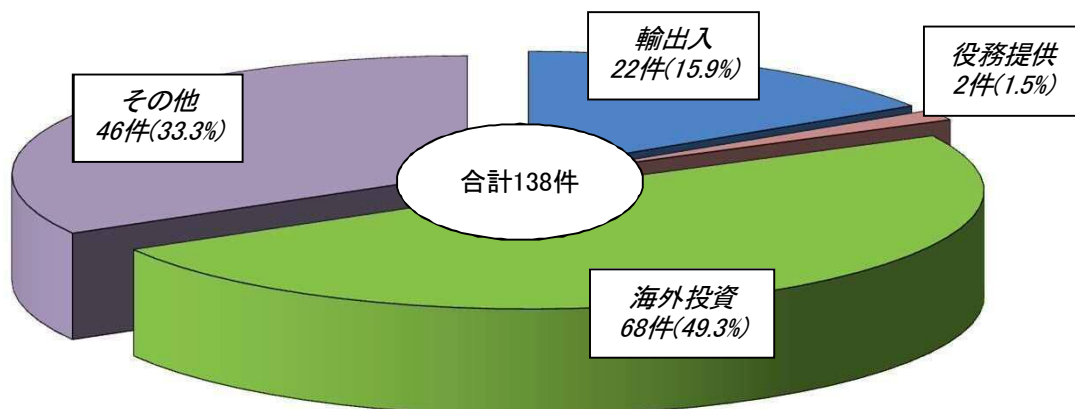
(注) 1 土地建物等は、土地建物（分離課税所得）及び金地金等（総合譲渡所得）である。

2 土地建物等は、課税年分ごとに1件としている。

# 海外投資等を行っている個人の調査状況

- 経済社会の国際化に適切に対応していくため、有効な資料情報の収集に努めるとともに、海外投資を行っている個人や海外資産を保有している個人などに対して、国外送金等調書、国外財産調書、租税条約等に基づく情報交換制度などを効果的に活用し、平成29事務年度においても積極的に調査を実施します。
- 平成28事務年度における海外投資等を行っている個人に対する実地調査（特別・一般）の調査件数は、138件（平成27事務年度142件）となっています。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、1,649万円（平成27事務年度1,119万円）となっており、実地調査（特別・一般）全体の申告漏れ所得金額834万円（平成27事務年度857万円）の約2倍となっています。  
また、申告漏れ所得金額の総額は2,275百万円（平成27事務年度1,589百万円）に上ります。
- 1件当たりの追徴税額は335万円で、追徴税額は総額で462百万円に上ります。

## 1 調査状況(取引区分別)

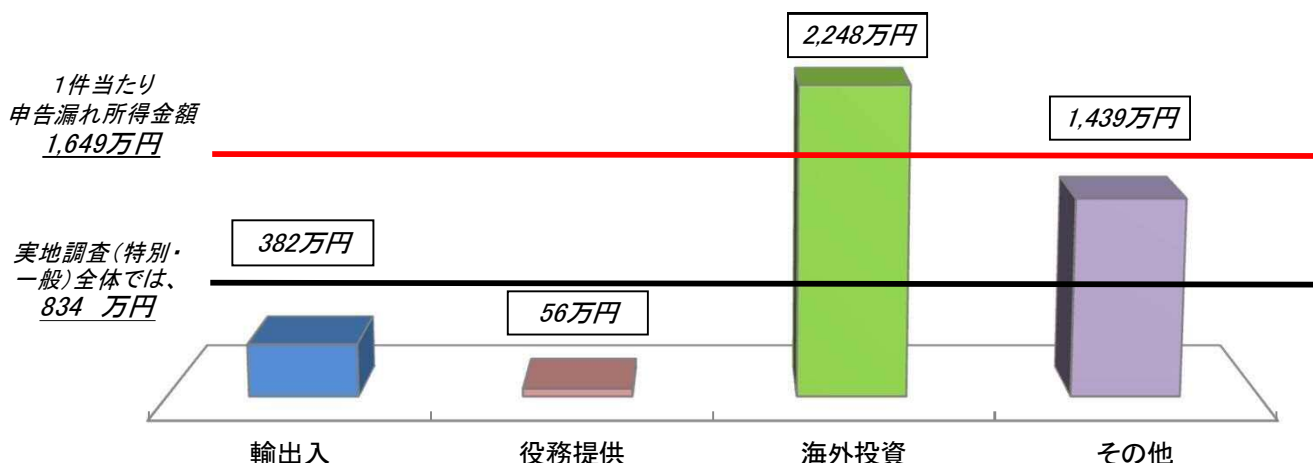


(注) ( )内の数値は構成比

(参考)

- 1 輸出入…事業に係る売上及び原価に係る取引で、海外の輸出(入)業者との契約による取引をいう。
- 2 役務提供…工事請負、プログラム設計など海外において行う、労力、技術等の第三者に対するサービスの提供をいう。
- 3 海外投資…海外の不動産、証券などに対する投資(預貯金等の海外での蓄財を含む。)をいう。
- 4 その他…海外で支払いを受ける給与など、1~3に該当しない取引等をいう。

## 2 1件当たりの申告漏れ所得金額(取引区分別)



## いわゆる「富裕層」への対応

- 国税局では、有価証券・不動産等の大口所有者、経常的な所得が特に高額な個人などの、いわゆる「富裕層」に対して、資産運用の多様化・国際化が進んでいることを念頭に調査を実施しており、平成29事務年度においても積極的に取り組んでいます。
- 平成28事務年度においては、371件(前年比95.6%)の調査を実施し、追徴税額は総額で660百万円となっています。
- また、1件当たりの追徴税額は1,780千円で、所得税の実地調査(特別・一般)1件当たりの追徴税額1,279千円の約1.4倍となっています。
- 特に、海外取引などを行っている富裕層に対しては、平成28事務年度において54件(前年比110.2%)の調査を実施しており、1件当たりの追徴税額は3,159千円と高額となっています。

### ○ 富裕層に対する調査状況

項目		事務年度等		27事務年度	28事務年度	対前年比	(参考) 28事務年度 実地調査 (特別・一般)全体
			件				
調	査	件	数	388	371	95.6%	2,991
申告漏れ等の非違	件数	件		286	280	97.9%	2,546
申告漏れ所得金額		百万円		3,014	2,678	88.9%	24,934
追徴	税	額		556	660	118.7%	3,825
一件当たり	申告漏れ金額	千円		7,768	7,219	92.9%	8,336
	追徴税額	千円		1,432	1,780	124.3%	1,279

### (参考) 海外取引をした富裕層に対する調査実績

項目		事務年度等		27事務年度	28事務年度	対前年比
			件			
調	査	件	数	49	54	110.2%
申告漏れ等の非違	件数	件		39	44	112.8%
申告漏れ所得金額		百万円		571	720	126.1%
追徴	税	額		138	171	123.9%
一件当たり	申告漏れ金額	千円		11,645	13,337	114.5%
	追徴税額	千円		2,823	3,159	111.9%



# 無申告者に対する調査状況

- 無申告は、申告納税制度の下で自発的に適正な納税をしている納税者に強い不公平感をもたらすこととなるため、的確かつ厳格に対応していく必要があります。こうした無申告者に対しては、更なる資料情報の収集及び活用を図るなどして的確な課税処理に努めています。平成29事務年度においても実地調査のみならず、簡易な接触も活用し積極的に調査を実施します。

## <所得税無申告者に対する調査状況>

- 平成28事務年度における所得税無申告者に対する実地調査（特別・一般）の調査件数は、589件となっています。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、14,414千円となっており、実地調査（特別・一般）全体の申告漏れ所得金額8,336千円の約1.7倍となっています。  
また、申告漏れ所得金額は総額で8,490百万円に上ります。
- 1件当たりの追徴税額は1,324千円で、追徴税額は総額で780百万円に上ります。

## <消費税無申告者に対する調査状況>

- 平成28事務年度における消費税無申告者に対する実地調査（特別・一般）の調査件数は、612件となっています。
- 1件当たりの追徴税額は、1,252千円となっており、消費税の実地調査（特別・一般）全体の追徴税額の約1.7倍となっています。また、追徴税額は総額766百万円に上ります。

## 1 所得税無申告者に対する調査状況

項目		事務年度等		対前年比
		27事務年度	28事務年度	
調査	件数	481	589	122.5%
申告漏れ	所得金額	8,439	8,490	100.6%
追徴	税額	1,189	780	65.6%
1件当たり	申告漏れ	17,545	14,414	82.2%
	追徴税額	2,473	1,324	53.5%

(参考)

28事務年度 実地調査 (特別・一般)全体
2,991
24,934
3,825
8,336
1,279

## 2 消費税無申告者に対する調査状況

項目		事務年度等		対前年比
		27事務年度	28事務年度	
調査	件数	497	612	123.1%
追徴	税額	627	766	122.2%
1件当たり	追徴税額	1,261	1,252	99.3%

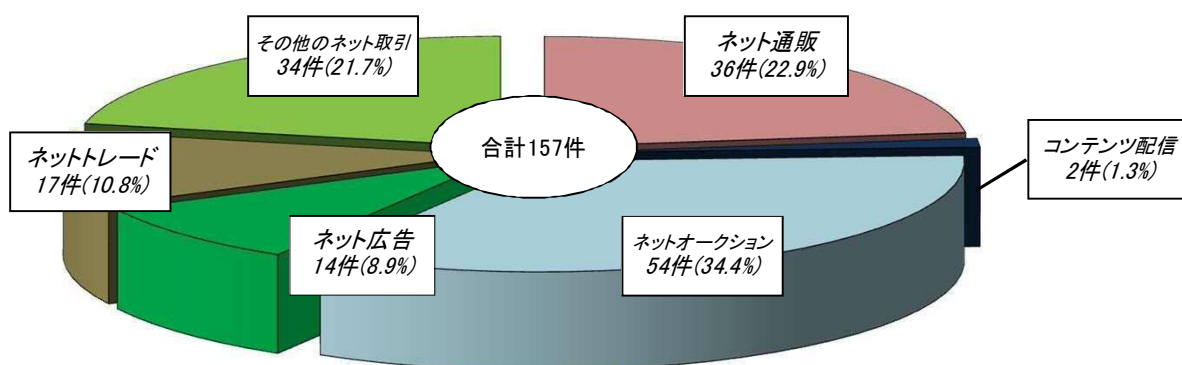
(参考)

28事務年度 実地調査 (特別・一般)全体
1,611
1,156
718

# インターネット取引を行っている個人の調査状況

- インターネット取引を行っている個人に対しては、あらゆる資料情報を収集・分析するなどして、平成29事務年度においても積極的に調査を実施します。
- 平成28事務年度におけるインターネット取引を行っている個人に対する実地調査（特別・一般）の調査件数は、157件（平成27事務年度156件）となっています。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、1,180万円（平成27事務年度1,326万円）となっており、実地調査（特別・一般）全体の申告漏れ所得金額834万円（平成27事務年度857万円）の約1.4倍となっています。  
また、申告漏れ所得金額の総額は1,853百万円（平成27事務年度2,069百万円）に上ります。
- 1件当たりの追徴税額は207万円で、追徴税額は総額で325百万円に上ります。

## 1 調査状況（取引区分別）

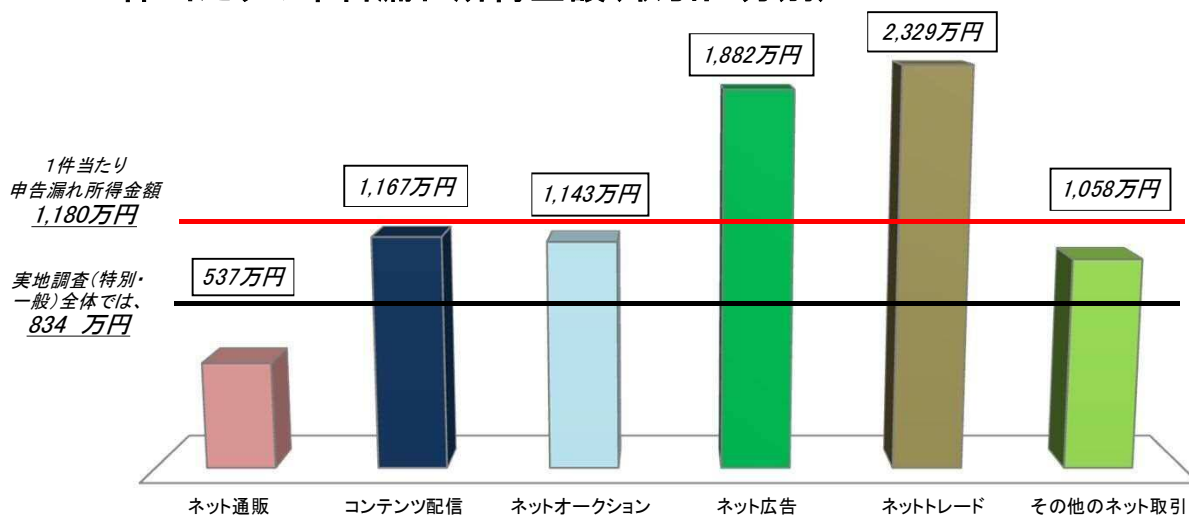


（注）（ ）内の数値は構成比

（参考）

- 1 ネット通販…事業者が商品を販売するためのホームページを開設し、消費者から直接受注する販売方法（オンラインショッピング）による取引
- 2 コンテンツ配信…インターネットを利用して行われる電子化された音楽、静止画、動画、書籍、情報等のダウンロード取引又は配信提供に係る取引
- 3 ネットオークション…インターネットを利用して行われるオークション取引
- 4 ネット広告…ホームページ、電子メール、検索エンジンの検索結果画面等を利用して行われる広告関連取引
- 5 ネットトレード…インターネットを利用して行われる株、商品先物又は外国為替等の取引
- 6 その他のネット取引…出会い系サイトの運営など、1～5に該当しない取引

## 2 1件当たりの申告漏れ所得金額（取引区分別）



## 平成28事務年度における所得税及び消費税調査等の状況について

### 1 所得税

#### (1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

所得税の調査については、高額・悪質な不正計算が見込まれる事案を対象に深度ある調査（特別調査・一般調査）を優先して実施する一方、申告漏れ所得等の把握を実地により短期間で行う着眼調査を実施しています（以下、実地により行う調査を総称して「実地調査」といいます。）。

このほか、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接により、申告漏れ、計算誤り又は所得（税額）控除の適用誤りがある申告を是正するなどの接触（以下「簡易な接触」といいます。）を実施しています。

このように、事案に応じた的確な調査等（「実地調査」及び「簡易な接触」をいいます。以下同じです。）を実施し、適正・公平な課税に努めています。

実地調査の件数については、特別調査・一般調査が251件（前事務年度220件：対前年114.1%）、着眼調査が75件（前事務年度103件：対前年72.8%）であり、簡易な接触の件数については2,620件（前事務年度2,654件：対前年98.7%）となっています。

これらの調査等の合計件数は2,946件（前事務年度2,977件：対前年99.0%）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は2,025件（前事務年度1,980件：対前年102.3%）となっています。

#### (2) 申告漏れ所得金額の状況

実地調査による申告漏れ所得金額（実地調査の対象となった全ての年分の合計）は、全体で1,884百万円（前事務年度1,801百万円：対前年104.6%）であり、うち特別調査・一般調査によるものは1,654百万円（前事務年度1,513百万円：対前年109.3%）、着眼調査によるものは230百万円（前事務年度288百万円：対前年79.9%）となっています。

また、簡易な接触によるものは2,571百万円（前事務年度2,636百万円：対前年97.5%）となっており、調査等合計では

4, 455百万円（前事務年度4, 436百万円：対前年100.4%）となっています。

### (3) 追徴税額の状況

実地調査による追徴税額（実地調査の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。）は、全体で216百万円（前事務年度232百万円：対前年93.1%）であり、このうち特別調査・一般調査によるものは202百万円（前事務年度213百万円：対前年94.8%）、着眼調査によるものは14百万円（前事務年度19百万円：対前年73.7%）となっています。

また、簡易な接触による追徴税額は126百万円（前事務年度106百万円：対前年118.9%）となっており、調査等合計では343百万円（前事務年度339百万円：対前年101.2%）となっています。

### (4) 譲渡所得

所得税のうち譲渡所得に係る調査等の件数は、95件（前事務年度78件：対前年121.8%）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は、66件（前事務年度59件：対前年111.9%）となっています。申告漏れ所得金額（調査等の対象となった全ての年分の合計）は、254百万円（前事務年度224百万円：対前年113.4%）となっています。

## 2 消費税（個人事業者）

### (1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

消費税（個人事業者）の調査等については、課税事業者又は課税事業者と認められる個人を対象に、原則として所得税の調査等と同時に実施することとしておりますが、消費税のみが無申告である納税者に対しても、適正な課税に努めています。

実地調査の件数は、特別調査・一般調査は166件（前事務年度139件：対前年119.4%）、着眼調査は25件（前事務年度44件：対前年56.8%）であり、簡易な接触の件数は191件（前事務年度209件：対前年91.4%）となっています。

これらの調査等の合計件数は382件（前事務年度392件：対前年97.4%）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は255件（前事務年度298件：対前年85.6%）となっています。

## (2) 追徴税額の状況

実地調査による追徴税額（実地調査の対象となった全ての年分の合計で加算税を含みます。）は、全体で109百万円（前事務年度91百万円：対前年119.8%）であり、このうち特別調査・一般調査によるものは102百万円（前事務年度82百万円：対前年124.4%）、着眼調査によるものは7百万円（前事務年度9百万円：対前年77.8%）となっています。

また、簡易な接触によるものは19百万円（前事務年度31百万円：対前年61.3%）となっており、調査等合計では、128百万円（前事務年度123百万円：対前年104.1%）となっています。

## 平成28事務年度 所得税及び消費税調査等の状況【鳥取県】

### 1 所得税

項目		区分		実地調査			簡易な接触	調査等合計
				特別・一般	着眼	計		
1	調査等件数	件	220	103	323	2,654	2,977	
			251	75	326			
2	申告漏れ等の非違件数	件	185	75	260	1,720	1,980	
			207	57	264			
3	申告漏れ所得金額	百万円	1,513	288	1,801	2,636	4,436	
			1,654	230	1,884			
4	本税	百万円	182	17	199	103	302	
			175	13	188			
5	加算税	百万円	32	2	34	3	37	
			27	1	28			
6	計	百万円	213	19	232	106	339	
			202	14	216			
7	申告漏れ所得金額	千円	6,877	2,794	5,575	993	1,490	
			6,589	3,063	5,778			
8	一件当たり本税	千円	826	168	616	39	101	
			699	169	577			
9	一件当たり加算税	千円	144	17	104	1	12	
			106	19	86			
10	一件当たり計	千円	970	185	720	40	114	
			805	188	663			

- (注) 1 平成28年7月から平成29年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。  
 2 上段は、前事務年度の計数である(上段・下段どちらも、資産課税部門職員の行った調査等の計数を含む。)  
 3 「簡易な接触」の件数には、添付書類の未提出に対する提出依頼を行った件数等を含む。  
 4 追徴税額(本税)には、復興特別所得税額を含む。

### 2 消費税(個人事業者)

項目		区分		実地調査			簡易な接触	調査等合計
				特別・一般	着眼	計		
1	調査等件数	件	139	44	183	209	392	
			166	25	191			
2	申告漏れ等の非違件数	件	109	39	148	150	298	
			124	18	142			
3	本税	百万円	68	8	76	29	105	
			87	6	93			
4	加算税	百万円	14	1	15	2	17	
			15	1	16			
5	計	百万円	82	9	91	31	123	
			102	7	109			
6	一件当たり本税	千円	488	187	415	141	269	
			524	250	488			
7	一件当たり加算税	千円	103	27	84	8	44	
			89	44	83			
8	一件当たり計	千円	590	214	500	149	313	
			612	294	571			

- (注) 1 平成28年7月から平成29年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。  
 2 消費税の追徴税額には、地方消費税(譲渡割額)を含む。  
 3 上段は、前事務年度の計数である。

【参考1】特別調査・一般調査とは、高額・悪質な不正計算が見込まれる事案を対象に深度ある調査を行うものであり、特に、特別調査は、多額な脱漏が見込まれる個人等を対象に、相当の日数(1件当たり10日以上を目安)を確保して実施しているものである。  
 【参考2】着眼調査とは、資料情報や申告内容の分析の結果、申告漏れ等が見込まれる個人を対象に実際に臨場して短期間で行う調査である。  
 【参考3】簡易な接触とは、原則、納税者宅等に臨場することなく、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接を行い、申告内容を是正するものである。

## 平成28事務年度 譲渡所得の調査等の状況【鳥取県】

事務年度 項目	平成27事務年度	平成28事務年度	対前事務年度
① 調査等件数	件	件	%
土地建物等	78	95	121.8
株式等	48	58	120.8
株式等	30	37	123.3
② 申告漏れ等の 非違件数	件	件	%
土地建物等	59	66	111.9
土地建物等	35	29	82.9
株式等	24	37	154.2
③ 申告漏れ割合 (② / ①)	%	%	ポイント
土地建物等	75.6	69.5	▲ 6.1
土地建物等	72.9	50.0	▲ 22.9
株式等	80.0	100.0	20.0
④ 申告漏れ所得金額	百万円	百万円	%
土地建物等	224	254	113.4
土地建物等	129	124	96.1
株式等	95	130	136.8
⑤ 1件当たり申告 漏れ所得金額 (④ / ①)	万円	万円	%
土地建物等	287	267	93.0
土地建物等	269	214	79.6
株式等	317	351	110.7

(注) 1 土地建物等は、土地建物（分離課税所得）及び金地金等（総合譲渡所得）である。

2 土地建物等は、課税年分ごとに1件としている。

## 平成28事務年度における所得税及び消費税調査等の状況について

### 1 所得税

#### (1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

所得税の調査については、高額・悪質な不正計算が見込まれる事案を対象に深度ある調査（特別調査・一般調査）を優先して実施する一方、申告漏れ所得等の把握を実地により短期間で行う着眼調査を実施しています（以下、実地により行う調査を総称して「実地調査」といいます。）。

このほか、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接により、申告漏れ、計算誤り又は所得（税額）控除の適用誤りがある申告を是正するなどの接触（以下「簡易な接触」といいます。）を実施しています。

このように、事案に応じた的確な調査等（「実地調査」及び「簡易な接触」をいいます。以下同じです。）を実施し、適正・公平な課税に努めています。

実地調査の件数については、特別調査・一般調査が305件（前事務年度303件：対前年100.7%）、着眼調査が122件（前事務年度217件：対前年56.2%）であり、簡易な接触の件数については3,092件（前事務年度3,155件：対前年98.0%）となっています。

これらの調査等の合計件数は3,519件（前事務年度3,675件：対前年95.8%）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は2,756件（前事務年度2,808件：対前年98.1%）となっています。

#### (2) 申告漏れ所得金額の状況

実地調査による申告漏れ所得金額（実地調査の対象となった全ての年分の合計）は、全体で2,216百万円（前事務年度2,048百万円：対前年108.2%）であり、うち特別調査・一般調査によるものは2,011百万円（前事務年度1,688百万円：対前年119.1%）、着眼調査によるものは206百万円（前事務年度360百万円：対前年57.2%）となっています。

また、簡易な接触によるものは3,309百万円（前事務年度3,043百万円：対前年108.7%）となっており、調査等合計では



5, 525百万円（前事務年度5, 090百万円：対前年108. 5%）となっています。

### (3) 追徴税額の状況

実地調査による追徴税額（実地調査の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。）は、全体で263百万円（前事務年度292百万円：対前年90. 1%）であり、このうち特別調査・一般調査によるものは253百万円（前事務年度273百万円：対前年92. 7%）、着眼調査によるものは10百万円（前事務年度19百万円：対前年52. 6%）となっています。

また、簡易な接触による追徴税額は197百万円（前事務年度116百万円：対前年169. 8%）となっており、調査等合計では460百万円（前事務年度408百万円：対前年112. 7%）となっています。

### (4) 譲渡所得

所得税のうち譲渡所得に係る調査等の件数は、94件（前事務年度164件：対前年57. 3%）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は、63件（前事務年度110件：対前年57. 3%）となっています。申告漏れ所得金額（調査等の対象となった全ての年分の合計）は、325百万円（前事務年度356百万円：対前年91. 3%）となっています。

## 2 消費税（個人事業者）

### (1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

消費税（個人事業者）の調査等については、課税事業者又は課税事業者と認められる個人を対象に、原則として所得税の調査等と同時に実施することとしておりますが、消費税のみが無申告である納税者に対しても、適正な課税に努めています。

実地調査の件数は、特別調査・一般調査は151件（前事務年度163件：対前年92. 6%）、着眼調査は57件（前事務年度69件：対前年82. 6%）であり、簡易な接触の件数は89件（前事務年度112件：対前年79. 5%）となっています。

これらの調査等の合計件数は297件（前事務年度344件：対前年86. 3%）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は245件（前事務年度254件：対前年96. 5%）となっています。

## (2) 追徴税額の状況

実地調査による追徴税額（実地調査の対象となった全ての年分の合計で加算税を含みます。）は、全体で110百万円（前事務年度105百万円：対前年104.8%）であり、このうち特別調査・一般調査によるものは103百万円（前事務年度92百万円：対前年112.0%）、着眼調査によるものは7百万円（前事務年度13百万円：対前年53.8%）となっています。

また、簡易な接触によるものは8百万円（前事務年度16百万円：対前年50.0%）となっており、調査等合計では、118百万円（前事務年度121百万円：対前年97.5%）となっています。

## 平成28事務年度 所得税及び消費税調査等の状況【島根県】

### 1 所得税

項目		区分		実地調査			簡易な接触	調査等合計
				特別・一般	着眼	計		
1	調査等件数	件	303	217	520	3,155	3,675	
			305	122	427	3,092	3,519	
2	申告漏れ等の非違件数	件	253	156	409	2,399	2,808	
			261	79	340	2,416	2,756	
3	申告漏れ所得金額	百万円	1,688	360	2,048	3,043	5,090	
			2,011	206	2,216	3,309	5,525	
4	追徴税額	本税	228	17	245	113	358	
5		加算税	45	2	47	3	50	
			42	1	42	10	53	
6		計	273	19	292	116	408	
			253	10	263	197	460	
7	申告漏れ所得金額	千円	5,569	1,659	3,938	964	1,385	
			6,593	1,685	5,191	1,070	1,570	
8	一件当たり追徴税額	本税	752	79	471	36	97	
9		加算税	150	7	90	1	14	
			137	7	99	3	15	
10		計	901	86	561	37	111	
			830	82	616	64	131	

- (注) 1 平成28年7月から平成29年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。  
 2 上段は、前事務年度の計数である(上段・下段どちらも、資産課税部門職員の行った調査等の計数を含む。)  
 3 「簡易な接触」の件数には、添付書類の未提出に対する提出依頼を行った件数等を含む。  
 4 追徴税額(本税)には、復興特別所得税額を含む。

### 2 消費税(個人事業者)

項目		区分		実地調査			簡易な接触	調査等合計
				特別・一般	着眼	計		
1	調査等件数	件	163	69	232	112	344	
			151	57	208	89	297	
2	申告漏れ等の非違件数	件	123	47	170	84	254	
			129	40	169	76	245	
3	追徴税額	本税	75	12	86	15	102	
4		加算税	17	2	19	1	20	
			16	1	17	1	17	
5		計	92	13	105	16	121	
			103	7	110	8	118	
6	一件当たり追徴税額	本税	459	167	372	137	295	
7		加算税	105	27	81	6	57	
			105	16	81	8	59	
8		計	563	194	453	143	352	
			684	117	529	88	397	

- (注) 1 平成28年7月から平成29年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。  
 2 消費税の追徴税額には、地方消費税(譲渡割額)を含む。  
 3 上段は、前事務年度の計数である。

【参考1】特別調査・一般調査とは、高額・悪質な不正計算が見込まれる事案を対象に深度ある調査を行うものであり、特に、特別調査は、多額な脱漏が見込まれる個人等を対象に、相当の日数(1件当たり10日以上を目安)を確保して実施しているものである。  
 【参考2】着眼調査とは、資料情報や申告内容の分析の結果、申告漏れ等が見込まれる個人を対象に実地に臨場して短期間で行う調査である。  
 【参考3】簡易な接触とは、原則、納税者宅等に臨場することなく、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接を行い、申告内容を是正するものである。

## 平成28事務年度 譲渡所得の調査等の状況【島根県】

事務年度 項目	平成27事務年度	平成28事務年度	対前事務年度
① 調査等件数	件 164	件 94	% 57.3
土地建物等	129	74	57.4
株式等	35	20	57.1
② 申告漏れ等の 非違件数	件 110	件 63	% 57.3
土地建物等	83	49	59.0
株式等	27	14	51.9
③ 申告漏れ割合 (② / ①)	% 67.1	% 67.0	ポイント ▲ 0.1
土地建物等	64.3	66.2	1.9
株式等	77.1	70.0	▲ 7.1
④ 申告漏れ所得金額	百万円 356	百万円 325	% 91.3
土地建物等	255	270	105.9
株式等	101	55	54.5
⑤ 1件当たり申告 漏れ所得金額 (④ / ①)	万円 217	万円 346	% 159.4
土地建物等	198	365	184.3
株式等	289	275	95.2

(注) 1 土地建物等は、土地建物（分離課税所得）及び金地金等（総合譲渡所得）である。

2 土地建物等は、課税年分ごとに1件としている。

## 平成28事務年度における所得税及び消費税調査等の状況について

### 1 所得税

#### (1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

所得税の調査については、高額・悪質な不正計算が見込まれる事案を対象に深度ある調査（特別調査・一般調査）を優先して実施する一方、申告漏れ所得等の把握を実地により短期間で行う着眼調査を実施しています（以下、実地により行う調査を総称して「実地調査」といいます。）。

このほか、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接により、申告漏れ、計算誤り又は所得（税額）控除の適用誤りがある申告を是正するなどの接触（以下「簡易な接触」といいます。）を実施しています。

このように、事案に応じた的確な調査等（「実地調査」及び「簡易な接触」をいいます。以下同じです。）を実施し、適正・公平な課税に努めています。

実地調査の件数については、特別調査・一般調査が708件（前事務年度611件：対前年115.9%）、着眼調査が239件（前事務年度337件：対前年70.9%）であり、簡易な接触の件数については7,258件（前事務年度7,814件：対前年92.9%）となっています。

これらの調査等の合計件数は8,205件（前事務年度8,762件：対前年93.6%）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は5,303件（前事務年度5,721件：対前年92.7%）となっています。

#### (2) 申告漏れ所得金額の状況

実地調査による申告漏れ所得金額（実地調査の対象となった全ての年分の合計）は、全体で8,219百万円（前事務年度7,145百万円：対前年115.0%）であり、うち特別調査・一般調査によるものは7,502百万円（前事務年度6,173百万円：対前年121.5%）、着眼調査によるものは718百万円（前事務年度972百万円：対前年73.9%）となっています。

また、簡易な接触によるものは7,879百万円（前事務年度7,775百万円：対前年101.3%）となっており、調査等合計では

16,098百万円(前事務年度14,920百万円:対前年107.9%)  
となっています。

### (3) 追徴税額の状況

実地調査による追徴税額(実地調査の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。)は、全体で1,152百万円(前事務年度976百万円:対前年118.0%)であり、このうち特別調査・一般調査によるものは1,122百万円(前事務年度929百万円:対前年120.8%)、着眼調査によるものは30百万円(前事務年度47百万円:対前年63.8%)となっています。

また、簡易な接触による追徴税額は557百万円(前事務年度407百万円:対前年136.9%)となっており、調査等合計では1,709百万円(前事務年度1,383百万円:対前年123.6%)となっています。

### (4) 譲渡所得

所得税のうち譲渡所得に係る調査等の件数は、287件(前事務年度287件:対前年100.0%)であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は、231件(前事務年度218件:対前年106.0%)となっています。申告漏れ所得金額(調査等の対象となった全ての年分の合計)は、1,576百万円(前事務年度1,632百万円:対前年96.6%)となっています。

## 2 消費税(個人事業者)

### (1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

消費税(個人事業者)の調査等については、課税事業者又は課税事業者と認められる個人を対象に、原則として所得税の調査等と同時に実施することとしておりますが、消費税のみが無申告である納税者に対しても、適正な課税に努めています。

実地調査の件数は、特別調査・一般調査は365件(前事務年度313件:対前年116.6%)、着眼調査は74件(前事務年度97件:対前年76.3%)であり、簡易な接触の件数は612件(前事務年度655件:対前年93.4%)となっています。

これらの調査等の合計件数は1,051件(前事務年度1,065件:対前年98.7%)であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は718件(前事務年度730件:対前年98.4%)となっています。

## (2) 追徴税額の状況

実地調査による追徴税額(実地調査の対象となった全ての年分の合計で加算税を含みます。)は、全体で300百万円(前事務年度325百万円:対前年92.3%)であり、このうち特別調査・一般調査によるものは289百万円(前事務年度303百万円:対前年95.4%)、着眼調査によるものは11百万円(前事務年度22百万円:対前年50.0%)となっています。

また、簡易な接触によるものは137百万円(前事務年度79百万円:対前年173.4%)となっており、調査等合計では、436百万円(前事務年度404百万円:対前年107.9%)となっています。

## 平成28事務年度 所得税及び消費税調査等の状況【岡山県】

### 1 所得税

項目		区分		実地調査			簡易な接触	調査等合計
				特別・一般	着眼	計		
1	調査等件数	件	611	337	948	7,814	8,762	
			708	239	947	7,258	8,205	
2	申告漏れ等の非違件数	件	528	269	797	4,924	5,721	
			624	175	799	4,504	5,303	
3	申告漏れ所得金額	百万円	6,173	972	7,145	7,775	14,920	
			7,502	718	8,219	7,879	16,098	
4	追徴税額	本税	769	42	812	397	1,208	
				955	27	983	518	1,500
5			加算税	160	5	165	10	175
			167	3	170	39	209	
6	計	百万円	929	47	976	407	1,383	
				1,122	30	1,152	557	1,709
7	一件当たり	申告漏れ所得金額	10,104	2,884	7,537	995	1,703	
				10,595	3,003	8,679	1,086	1,962
8			本税	1,259	125	856	51	138
			1,349	114	1,038	71	183	
9	加算税	262	14	174	1	20		
			236	12	179	5	25	
10	計	千円	1,521	139	1,030	52	158	
				1,585	126	1,217	77	208

- (注) 1 平成28年7月から平成29年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。  
 2 上段は、前事務年度の計数である(上段・下段どちらも、資産課税部門職員の行った調査等の計数を含む。)  
 3 「簡易な接触」の件数には、添付書類の未提出に対する提出依頼を行った件数等を含む。  
 4 追徴税額(本税)には、復興特別所得税額を含む。

### 2 消費税(個人事業者)

項目		区分		実地調査			簡易な接触	調査等合計
				特別・一般	着眼	計		
1	調査等件数	件	313	97	410	655	1,065	
			365	74	439	612	1,051	
2	申告漏れ等の非違件数	件	262	81	343	387	730	
			316	52	368	350	718	
3	追徴税額	本税	250	20	270	75	345	
				242	9	252	122	374
4			加算税	53	3	55	4	59
			46	1	48	14	62	
5	計	百万円	303	22	325	79	404	
				289	11	300	137	436
6	一件当たり	本税	799	204	658	115	324	
				664	127	573	200	356
7			加算税	169	28	135	6	56
			127	20	109	23	59	
8	計	千円	967	231	793	121	380	
				791	147	682	223	415

- (注) 1 平成28年7月から平成29年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。  
 2 消費税の追徴税額には、地方消費税(譲渡割額)を含む。  
 3 上段は、前事務年度の計数である。

【参考1】特別調査・一般調査とは、高額・悪質な不正計算が見込まれる事案を対象に深度ある調査を行うものであり、特に、特別調査は、多額な脱漏が見込まれる個人等を対象に、相当の日数(1件当たり10日以上を目安)を確保して実施しているものである。  
 【参考2】着眼調査とは、資料情報や申告内容の分析の結果、申告漏れ等が見込まれる個人を対象に実地に臨場して短期間で行う調査である。  
 【参考3】簡易な接触とは、原則、納税者宅等に臨場することなく、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接を行い、申告内容を是正するものである。



## 平成28事務年度 譲渡所得の調査等の状況【岡山県】

事務年度 項目	平成27事務年度	平成28事務年度	対前事務年度
① 調査等件数	件 287	件 287	% 100.0
土地建物等	214	190	88.8
株式等	73	97	132.9
② 申告漏れ等の 非違件数	件 218	件 231	% 106.0
土地建物等	155	143	92.3
株式等	63	88	139.7
③ 申告漏れ割合 (② / ①)	% 76.0	% 80.5	ポイント 4.5
土地建物等	72.4	75.3	2.9
株式等	86.3	90.7	4.4
④ 申告漏れ所得金額	百万円 1,632	百万円 1,576	% 96.6
土地建物等	1,050	703	67.0
株式等	582	873	150.0
⑤ 1件当たり申告 漏れ所得金額 (④ / ①)	万円 569	万円 549	% 96.5
土地建物等	491	370	75.4
株式等	797	900	112.9

(注) 1 土地建物等は、土地建物（分離課税所得）及び金地金等（総合譲渡所得）である。

2 土地建物等は、課税年分ごとに1件としている。

## 平成28事務年度における所得税及び消費税調査等の状況について

### 1 所得税

#### (1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

所得税の調査については、高額・悪質な不正計算が見込まれる事案を対象に深度ある調査（特別調査・一般調査）を優先して実施する一方、申告漏れ所得等の把握を実地により短期間で行う着眼調査を実施しています（以下、実地により行う調査を総称して「実地調査」といいます。）。

このほか、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接により、申告漏れ、計算誤り又は所得（税額）控除の適用誤りがある申告を是正するなどの接触（以下「簡易な接触」といいます。）を実施しています。

このように、事案に応じた的確な調査等（「実地調査」及び「簡易な接触」をいいます。以下同じです。）を実施し、適正・公平な課税に努めています。

実地調査の件数については、特別調査・一般調査が1,111件（前事務年度1,188件：対前年93.5%）、着眼調査が441件（前事務年度691件：対前年63.8%）であり、簡易な接触の件数については15,402件（前事務年度14,454件：対前年106.6%）となっています。

これらの調査等の合計件数は16,954件（前事務年度16,333件：対前年103.8%）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は12,407件（前事務年度11,886件：対前年104.4%）となっています。

#### (2) 申告漏れ所得金額の状況

実地調査による申告漏れ所得金額（実地調査の対象となった全ての年分の合計）は、全体で10,494百万円（前事務年度12,395百万円：対前年84.7%）であり、うち特別調査・一般調査によるものは9,368百万円（前事務年度10,673百万円：対前年87.8%）、着眼調査によるものは1,127百万円（前事務年度1,722百万円：対前年65.4%）となっています。

また、簡易な接触によるものは16,547百万円（前事務年度13,358百万円：対前年123.9%）となっており、調査等合計で

は 27,042 百万円（前事務年度 25,753 百万円：対前年 105.0%）となっています。

### (3) 追徴税額の状況

実地調査による追徴税額（実地調査の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。）は、全体で 1,766 百万円（前事務年度 1,868 百万円：対前年 94.5%）であり、このうち特別調査・一般調査によるものは 1,701 百万円（前事務年度 1,779 百万円：対前年 95.6%）、着眼調査によるものは 65 百万円（前事務年度 89 百万円：対前年 73.0%）となっています。

また、簡易な接触による追徴税額は 1,353 百万円（前事務年度 668 百万円：対前年 202.5%）となっており、調査等合計では 3,118 百万円（前事務年度 2,535 百万円：対前年 123.0%）となっています。

### (4) 譲渡所得

所得税のうち譲渡所得に係る調査等の件数は、783 件（前事務年度 593 件：対前年 132.0%）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は、555 件（前事務年度 450 件：対前年 123.3%）となっています。申告漏れ所得金額（調査等の対象となった全ての年分の合計）は、3,099 百万円（前事務年度 2,948 百万円：対前年 105.1%）となっています。

## 2 消費税（個人事業者）

### (1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

消費税（個人事業者）の調査等については、課税事業者又は課税事業者と認められる個人を対象に、原則として所得税の調査等と同時に実施することとしておりますが、消費税のみが無申告である納税者に対しても、適正な課税に努めています。

実地調査の件数は、特別調査・一般調査は 587 件（前事務年度 595 件：対前年 98.7%）、着眼調査は 159 件（前事務年度 242 件：対前年 65.7%）であり、簡易な接触の件数は 617 件（前事務年度 741 件：対前年 83.3%）となっています。

これらの調査等の合計件数は 1,363 件（前事務年度 1,578 件：対前年 86.4%）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は 1,071 件（前事務年度 1,196 件：対前年 89.5%）となっています。

## (2) 追徴税額の状況

実地調査による追徴税額（実地調査の対象となった全ての年分の合計で加算税を含みます。）は、全体で483百万円（前事務年度406百万円：対前年119.0%）であり、このうち特別調査・一般調査によるものは446百万円（前事務年度364百万円：対前年122.5%）、着眼調査によるものは36百万円（前事務年度42百万円：対前年85.7%）となっています。

また、簡易な接触によるものは99百万円（前事務年度112百万円：対前年88.4%）となっており、調査等合計では、582百万円（前事務年度518百万円：対前年112.4%）となっています。

## 平成28事務年度 所得税及び消費税調査等の状況【広島県】

### 1 所得税

項目		区分		実地調査			簡易な接触	調査等合計	
				特別・一般	着眼	計			
1	調査等件数	件	1,188	691	1,879	14,454	16,333		
			1,111	441	1,552	15,402	16,954		
2	申告漏れ等の非違件数	件	1,029	518	1,547	10,339	11,886		
			938	311	1,249	11,158	12,407		
3	申告漏れ所得金額	百万円	10,673	1,722	12,395	13,358	25,753		
			9,368	1,127	10,494	16,547	27,042		
4	追徴税額	本税	1,486	81	1,567	657	2,224		
				1,434	59	1,493	1,339	2,831	
5			加算税	293	8	301	11	311	
			267	6	273	14	287		
6		計	1,779	89	1,868	668	2,535		
			1,701	65	1,766	1,353	3,118		
7	一件当たり	追徴税額	申告漏れ所得金額	千円	8,984	2,492	6,596	924	1,577
				8,432	2,555	6,762	1,074	1,595	
8			本税	千円	1,251	117	834	45	136
				1,291	133	962	87	167	
9	加算税	千円	247	11	160	1	19		
			241	14	176	1	17		
10		計	1,497	129	994	46	155		
			1,531	147	1,138	88	184		

- (注) 1 平成28年7月から平成29年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。  
 2 上段は、前事務年度の計数である(上段・下段どちらも、資産課税部門職員の行った調査等の計数を含む。)  
 3 「簡易な接触」の件数には、添付書類の未提出に対する提出依頼を行った件数等を含む。  
 4 追徴税額(本税)には、復興特別所得税額を含む。

### 2 消費税(個人事業者)

項目		区分		実地調査			簡易な接触	調査等合計	
				特別・一般	着眼	計			
1	調査等件数	件	595	242	837	741	1,578		
			587	159	746	617	1,363		
2	申告漏れ等の非違件数	件	470	182	652	544	1,196		
			470	134	604	467	1,071		
3	追徴税額	本税	305	37	343	108	451		
				369	33	402	96	498	
4			加算税	58	5	63	4	67	
			77	4	81	3	84		
5		計	364	42	406	112	518		
			446	36	483	99	582		
6	一件当たり	追徴税額	本税	千円	513	153	409	146	286
				629	205	539	156	365	
7			加算税	千円	98	21	76	5	43
			132	22	108	5	62		
8		計	612	174	485	151	328		
			761	227	647	161	427		

- (注) 1 平成28年7月から平成29年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。  
 2 消費税の追徴税額には、地方消費税(譲渡割額)を含む。  
 3 上段は、前事務年度の計数である。

【参考1】特別調査・一般調査とは、高額・悪質な不正計算が見込まれる事案を対象に深度ある調査を行うものであり、特に、特別調査は、多額な脱漏が見込まれる個人等を対象に、相当の日数(1件当たり10日以上を目安)を確保して実施しているものである。  
 【参考2】着眼調査とは、資料情報や申告内容の分析の結果、申告漏れ等が見込まれる個人を対象に実地に臨場して短期間で行う調査である。  
 【参考3】簡易な接触とは、原則、納税者宅等に臨場することなく、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接を行い、申告内容を是正するものである。

## 平成28事務年度 譲渡所得の調査等の状況【広島県】

事務年度 項目	平成27事務年度	平成28事務年度	対前事務年度
① 調査等件数	件	件	%
	593	783	132.0
	土地建物等	503	129.0
株式等	203	280	137.9
② 申告漏れ等の 非違件数	件	件	%
	450	555	123.3
	土地建物等	337	113.1
株式等	152	218	143.4
③ 申告漏れ割合 (② / ①)	%	%	ポイント
	75.9	70.9	▲ 5.0
	土地建物等	67.0	▲ 9.4
株式等	74.9	77.9	3.0
④ 申告漏れ所得金額	百万円	百万円	%
	2,948	3,099	105.1
	土地建物等	1,647	92.5
株式等	1,168	1,452	124.3
⑤ 1件当たり申告 漏れ所得金額 (④ / ①)	万円	万円	%
	497	396	79.7
	土地建物等	327	71.7
株式等	575	519	90.3

(注) 1 土地建物等は、土地建物（分離課税所得）及び金地金等（総合譲渡所得）である。

2 土地建物等は、課税年分ごとに1件としている。

## 平成28事務年度における所得税及び消費税調査等の状況について

### 1 所得税

#### (1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

所得税の調査については、高額・悪質な不正計算が見込まれる事案を対象に深度ある調査（特別調査・一般調査）を優先して実施する一方、申告漏れ所得等の把握を実地により短期間で行う着眼調査を実施しています（以下、実地により行う調査を総称して「実地調査」といいます。）。

このほか、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接により、申告漏れ、計算誤り又は所得（税額）控除の適用誤りがある申告を是正するなどの接触（以下「簡易な接触」といいます。）を実施しています。

このように、事案に応じた的確な調査等（「実地調査」及び「簡易な接触」をいいます。以下同じです。）を実施し、適正・公平な課税に努めています。

実地調査の件数については、特別調査・一般調査が616件（前事務年度513件：対前年120.1%）、着眼調査が255件（前事務年度378件：対前年67.5%）であり、簡易な接触の件数については5,787件（前事務年度5,534件：対前年104.6%）となっています。

これらの調査等の合計件数は6,658件（前事務年度6,425件：対前年103.6%）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は4,928件（前事務年度4,712件：対前年104.6%）となっています。

#### (2) 申告漏れ所得金額の状況

実地調査による申告漏れ所得金額（実地調査の対象となった全ての年分の合計）は、全体で4,939百万円（前事務年度5,014百万円：対前年98.5%）であり、うち特別調査・一般調査によるものは4,400百万円（前事務年度4,237百万円：対前年103.8%）、着眼調査によるものは538百万円（前事務年度778百万円：対前年69.2%）となっています。

また、簡易な接触によるものは6,832百万円（前事務年度6,127百万円：対前年111.5%）となっており、調査等合計では

1,771百万円(前事務年度1,141百万円:対前年105.7%)  
となっています。

### (3) 追徴税額の状況

実地調査による追徴税額(実地調査の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。)は、全体で576百万円(前事務年度809百万円:対前年71.2%)であり、このうち特別調査・一般調査によるものは547百万円(前事務年度771百万円:対前年70.9%)、着眼調査によるものは29百万円(前事務年度38百万円:対前年76.3%)となっています。

また、簡易な接触による追徴税額は352百万円(前事務年度244百万円:対前年144.3%)となっており、調査等合計では928百万円(前事務年度1,053百万円:対前年88.1%)となっています。

### (4) 譲渡所得

所得税のうち譲渡所得に係る調査等の件数は、240件(前事務年度353件:対前年68.0%)であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は、210件(前事務年度296件:対前年70.9%)となっています。申告漏れ所得金額(調査等の対象となった全ての年分の合計)は、1,236百万円(前事務年度1,373百万円:対前年90.0%)となっています。

## 2 消費税(個人事業者)

### (1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

消費税(個人事業者)の調査等については、課税事業者又は課税事業者と認められる個人を対象に、原則として所得税の調査等と同時に実施することとしておりますが、消費税のみが無申告である納税者に対しても、適正な課税に努めています。

実地調査の件数は、特別調査・一般調査は342件(前事務年度292件:対前年117.1%)、着眼調査は94件(前事務年度173件:対前年54.3%)であり、簡易な接触の件数は392件(前事務年度458件:対前年85.6%)となっています。

これらの調査等の合計件数は828件(前事務年度923件:対前年89.7%)であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は678件(前事務年度711件:対前年95.4%)となっています。



## (2) 追徴税額の状況

実地調査による追徴税額（実地調査の対象となった全ての年分の合計で加算税を含みます。）は、全体で230百万円（前事務年度184百万円：対前年125.0%）であり、このうち特別調査・一般調査によるものは216百万円（前事務年度160百万円：対前年135.0%）、着眼調査によるものは14百万円（前事務年度25百万円：対前年56.0%）となっています。

また、簡易な接触によるものは83百万円（前事務年度81百万円：対前年102.5%）となっており、調査等合計では、313百万円（前事務年度265百万円：対前年118.1%）となっています。

## 平成28事務年度 所得税及び消費税調査等の状況【山口県】

### 1 所得税

項目		区分	実地調査			簡易な接触	調査等合計
			特別・一般	着眼	計		
1	調査等件数	件	513	378	891	5,534	6,425
			616	255	871	5,787	6,658
2	申告漏れ等の非違件数	件	423	264	687	4,025	4,712
			516	188	704	4,224	4,928
3	申告漏れ所得金額	百万円	4,237	778	5,014	6,127	11,141
			4,400	538	4,939	6,832	11,771
4	追徴税額	本税	645	35	680	237	917
		加算税	126	3	129	7	136
		計	771	38	809	244	1,053
			547	29	576	352	928
7	申告漏れ所得金額	千円	8,259	2,057	5,628	1,107	1,734
			7,144	2,110	5,670	1,181	1,768
8	一件当たり追徴税額	本税	1,257	91	763	43	143
		加算税	246	8	145	1	21
		計	1,503	99	908	44	164
			888	114	661	61	139

- (注) 1 平成28年7月から平成29年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。  
 2 上段は、前事務年度の計数である(上段・下段どちらも、資産課税部門職員の行った調査等の計数を含む。)  
 3 「簡易な接触」の件数には、添付書類の未提出に対する提出依頼を行った件数等を含む。  
 4 追徴税額(本税)には、復興特別所得税額を含む。

### 2 消費税(個人事業者)

項目		区分	実地調査			簡易な接触	調査等合計
			特別・一般	着眼	計		
1	調査等件数	件	292	173	465	458	923
			342	94	436	392	828
2	申告漏れ等の非違件数	件	237	132	369	342	711
			289	65	354	324	678
3	追徴税額	本税	134	22	156	76	232
		加算税	26	3	29	4	33
		計	160	25	184	81	265
			216	14	230	83	313
6	一件当たり追徴税額	本税	458	126	334	167	251
		加算税	89	17	62	9	36
		計	547	143	396	176	287
			632	145	527	212	378

- (注) 1 平成28年7月から平成29年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。  
 2 消費税の追徴税額には、地方消費税(譲渡割額)を含む。  
 3 上段は、前事務年度の計数である。

【参考1】特別調査・一般調査とは、高額・悪質な不正計算が見込まれる事案を対象に深度ある調査を行うものであり、特に、特別調査は、多額な脱漏が見込まれる個人等を対象に、相当の日数(1件当たり10日以上を目安)を確保して実施しているものである。  
 【参考2】着眼調査とは、資料情報や申告内容の分析の結果、申告漏れ等が見込まれる個人を対象に実地に臨場して短期間で行う調査である。  
 【参考3】簡易な接触とは、原則、納税者宅等に臨場することなく、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接を行い、申告内容を是正するものである。

## 平成28事務年度 譲渡所得の調査等の状況【山口県】

事務年度 項目	平成27事務年度	平成28事務年度	対前事務年度
① 調査等件数	件 353	件 240	% 68.0
土地建物等	165	160	97.0
株式等	188	80	42.6
② 申告漏れ等の 非違件数	件 296	件 210	% 70.9
土地建物等	134	135	100.7
株式等	162	75	46.3
③ 申告漏れ割合 (② / ①)	% 83.9	% 87.5	ポイント 3.6
土地建物等	81.2	84.4	3.2
株式等	86.2	93.8	7.6
④ 申告漏れ所得金額	百万円 1,373	百万円 1,236	% 90.0
土地建物等	465	675	145.2
株式等	908	561	61.8
⑤ 1件当たり申告 漏れ所得金額 (④ / ①)	万円 389	万円 515	% 132.4
土地建物等	282	422	149.6
株式等	483	701	145.1

(注) 1 土地建物等は、土地建物（分離課税所得）及び金地金等（総合譲渡所得）である。

2 土地建物等は、課税年分ごとに1件としている。